

令和7年度 国保事業納付金と保険税(税率改定)

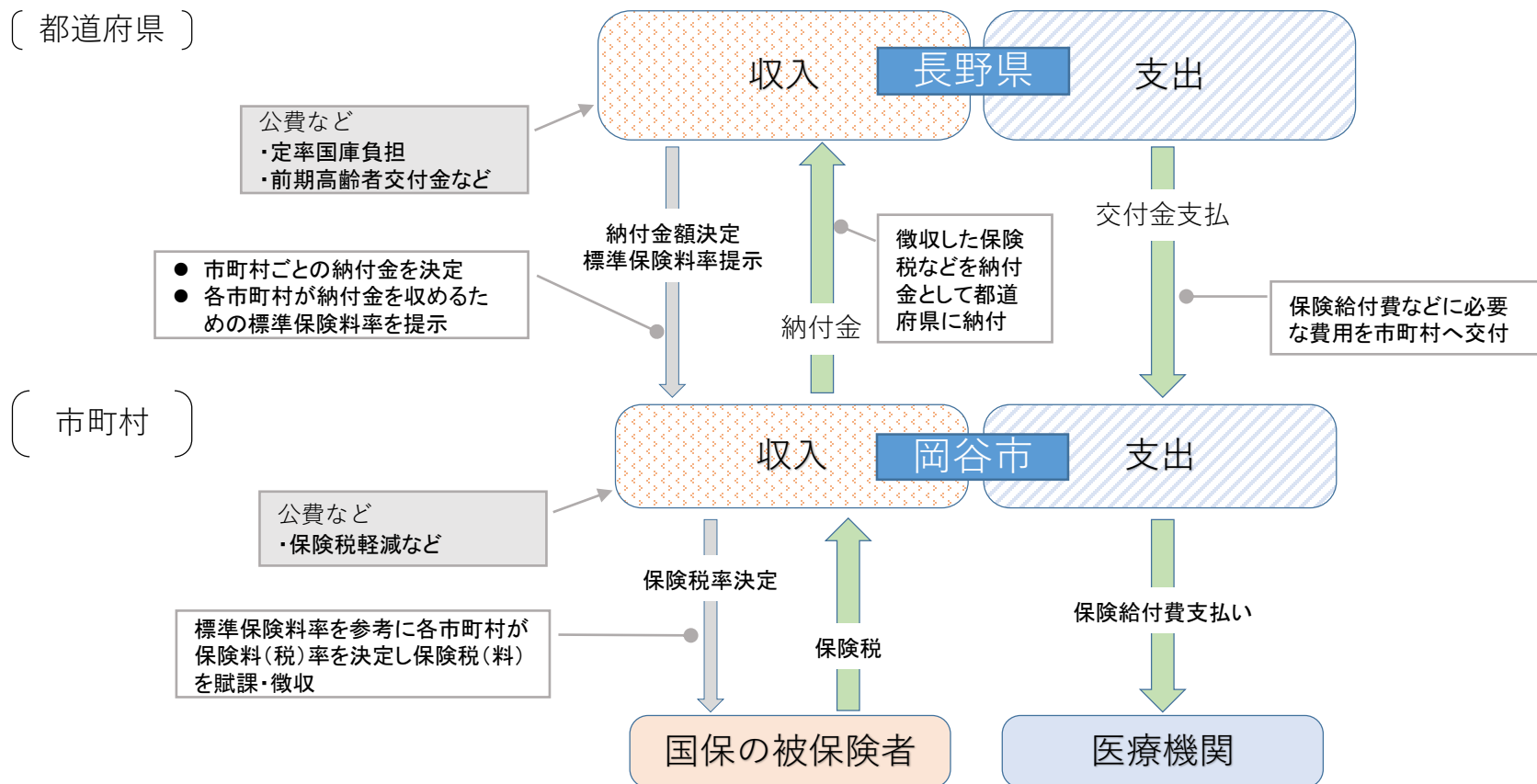
確定係数 (R7.1.15) による算定

令和7年2月6日
岡谷市 市民環境部 医療保険課

国民健康保険事業（財政運営）のしくみ

- 平成30年度の国保制度改革（都道府県単位化）により、県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定するとともに、保険給付に必要な費用を全額市町村に支払う（交付金の交付）しくみとなっている。
- 市町村は、納付金の額とともに示された標準保険料率を基に保険料（税）率を設定し、納付金を県に納入する。

都道府県と市町村による国保財政運営のしくみ



岡谷市の国保税率改定における方針（令和4年度～）

- 長野県における国民健康保険運営の中期的改革方針（ロードマップ）による保険料（税）率統一（標準保険料（税）率の採用）に向け、令和9年度を目途に資産割の廃止、応益割水準の平準化、二次医療圏単位の医療費指数の統一を行う（資産割は令和6年度に廃止済み）

（国保連協の意見）

二次医療圏単位の保険料（税）率統一（医療費指数の統一）に向け、被保険者の保険税負担の急激な増加とならないよう賦課方式等の見直しには十分検討すること

- 被保険者への負担等を考慮し、税率改定については隔年での実施を基本とする

（改定年度：令和4年度、令和6年度、令和8年度、調整の必要がある場合は令和9年度を追加）

（国保連協の意見）

激変緩和措置が終了したため、隔年や数年おきなど被保険者への負担に配慮した税率改定とすること

- 資産割の廃止、応益割水準の平準化等による被保険者に対する負担軽減に基金を活用する

- 保険税率の算定にあたっては、県が示した標準保険料（税）率を基に行う

岡谷市国保事業費納付金

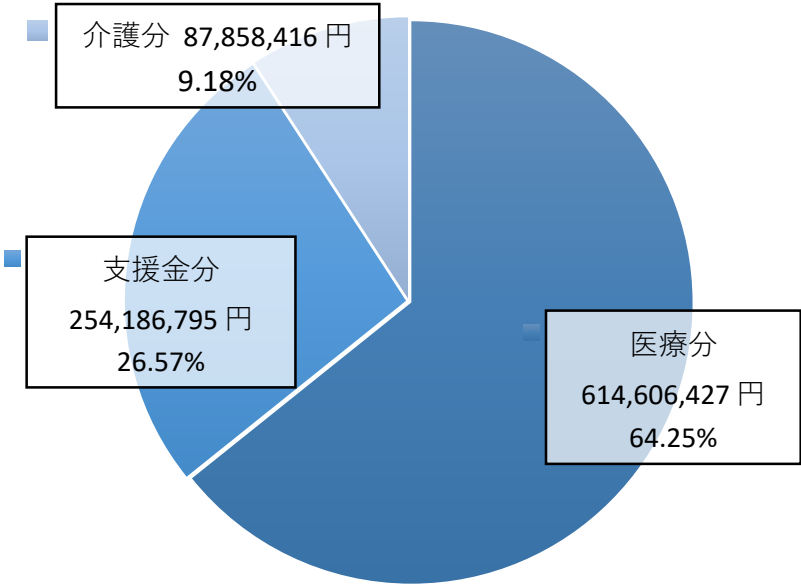
県より示された、被保険者数や医療費指数、所得係数等に応じて配分された、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合算した令和7年度の納付金額については以下のとおり。

○令和7年度 納付金(確定係数)一般被保険者分

岡谷市国保事業費納付金	956,651,638円
医療分	614,606,427円
後期高齢者支援金分	254,186,795円
介護納付金分	87,858,416円

※ 激変緩和措置については、令和7年度を含め令和3年度以降は対象外

岡谷市国保事業費納付金



(参考) 国保事業納付金推移 (確定係数 令和6・7年度対比)

〈医療分〉

	R6	R7	増減 (R7-R6)
総額	622,083,595円	614,606,427円	△ 7,477,168円
構成比	63.09%	64.25%	1.16%
1人あたり	82,504円	85,743円	3,239円
被保険者	7,540人	7,168人	△ 372人

〈後期高齢者支援金分〉

	R6	R7	増減 (R7-R6)
総額	269,902,735円	254,186,795円	△ 15,715,940円
構成比	27.37%	26.57%	△ 0.80%
1人あたり	35,796円	35,461円	△ 335円
被保険者	7,540人	7,168人	△ 372人

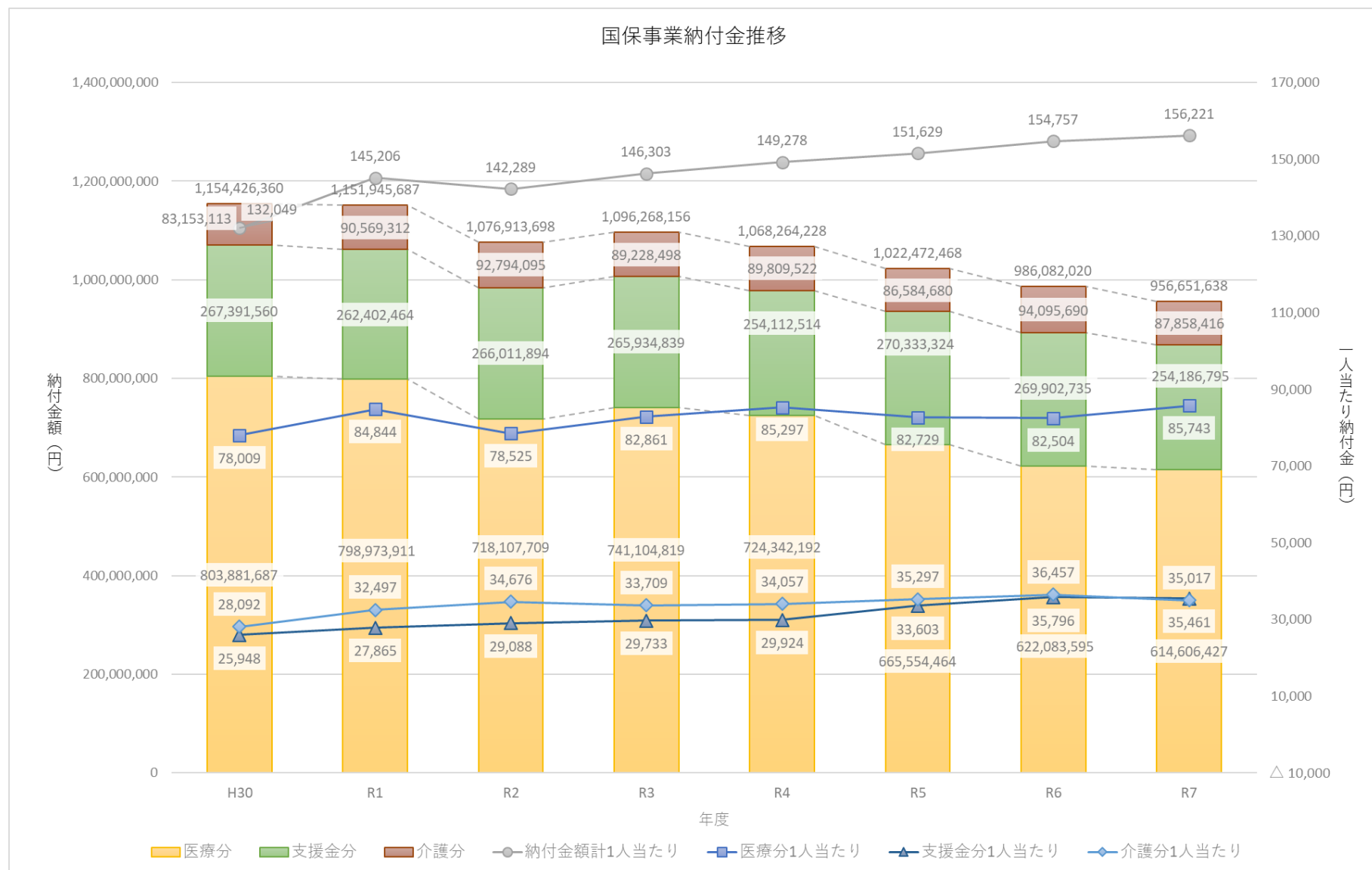
〈介護納付金分〉

	R6	R7	増減 (R7-R6)
総額	94,095,690円	87,858,416円	△ 6,237,274円
構成比	9.54%	9.18%	△ 0.36%
1人あたり	36,457円	35,017円	△ 1,440円
被保険者	2,581人	2,509人	△ 72人

岡谷市国保事業費納付金

参考 岡谷市国保事業納付金の平成30年度から平成7年度までの推移。

※納付金の額（総額・各区分の額）は、被保険者数の減少に伴い減少しているが、一人当たりの納付金額は増加の傾向がみられる。



標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出①

○ 納付金額（激変緩和後）から、保健事業等の支出に係る調整（+）や、公費等の収入に係る調整（-）をし、必要な保険料総額の算出を行う。

	納付金額 (激変緩和後)	調整(+)	調整(-)	標準保険料率の算定に 必要な保険料総額
医療分	614,606,427円	87,338,300円	133,206,479円	568,738,248円
支援金分	254,186,795円	467,200円	30,153,781円	224,500,214円
介護分	87,858,416円	2,400円	12,213,036円	75,647,780円
全体	956,651,638円	87,807,900円	175,573,296円	868,886,242円

調整(+)

保健事業

出産育児諸費

葬祭諸費

条例減免に要する費用

特定健康診査等に要する費用

予備費他

調整(-)

保険者支援制度

保険者努力支援制度

特定健康診査等負担金

出産育児一時金

財政安定化支援事業繰入金

過年度の保険料収入他

標準保険料率の算定に必要な保険料総額の算出②

○ 調整後の保険料総額に対して、標準的な収納率（過去 3 年間の平均）で調整する。

	標準保険料率の算定に必要な保険料総額	標準的な 収納率	調整後の標準保険料率の 算定に必要な保険料総額
医療分	568,738,248円	95.22%	597,288,645円
支援金分	224,500,214円		235,770,021円
介護分	75,647,780円		79,445,264円
全体	868,886,242円		912,503,930円

調整後の標準保険料率の算定に必要な保険料総額

= 標準保険料率の算定に必要な保険料総額 ÷ 標準的な収納率

岡谷市の標準保険料（税）率（令和7年度）

○ 標準保険料率の算定に必要な保険料総額を基に標準保険料（税）率が算定される。県から示された標準保険料（税）率は以下のとおり。

国保税年税額＝①＋②＋③

標準保険料(税)率:3方式(所得割・均等割・平等割)

※（ ）内は令和6年度の標準保険料(税)率

	①医療給付費分(医療分)	②後期高齢者支援金等分 (支援金分)	③介護納付金分(介護分)
A) 所得割率	6. 95% (6.75%)	2. 85% (2.89%)	2. 31% (2.38%)
B) 均等割額	25, 316円 (24,613円)	10, 457円 (10,852円)	9, 666円 (10,249円)
C) 平等割額	25, 874円 (24,946円)	9, 371円 (9,577円)	7, 810円 (8,131円)

※均等割額：加入者一人につき課税 平等割額：1世帯につき課税 介護納付金：40歳以上65歳未満の方のみ

(参考) 市町村算定方式による標準保険料(税)率:3方式(所得割・均等割・平等割) ※岡谷市R6から3方式採用

※（ ）内は令和6年度の標準保険料(税)率

	①医療給付費分(医療分)	②後期高齢者支援金等分 (支援金分)	③介護納付金分(介護分)
所得割率	6. 94% (6.99%)	2. 71% (2.73%)	2. 26% (2.32%)
資産割率	0. 00% (10.64%)	0. 00% (3.28%)	0. 00% (2.60%)
均等割額	23, 682円 (21,198円)	10, 233円 (10,350円)	9, 626円 (9,856円)
平等割額	22, 760円 (19,004円)	8, 113円 (7,998円)	7, 747円 (7,641円)

岡谷市の国保税率の算定（令和7年度）

- 標準保険料（税）率を基に、資産割の廃止、応益割水準の平準化に向けた改定、被保険者の負担等を考慮し、岡谷市国保として賦課する保険税率を算定する。

※ 令和9年までに資産割の廃止、応益割水準の平準化に向けた改定を進め、被保険者の負担等を考慮し、隔年での税率改定を行うことを基本としているため、令和4年度改定実施、令和5年度据置、令和6年度改定実施、令和7年度据置、令和8年度改定実施としている。

改訂案⇒令和7年度は、隔年での税率改定を基本としているため据置とする。

（令和6年度で改定実施＝資産割を廃止、次回改定は令和8年度を予定）

※県が示した令和7年度の3方式による標準保険料(税)率を、令和9年度の税率（目標）として設定

※試算の詳細は次項を参照

※（ ）内は令和7年度の3方式標準保険料(税)率、均等割額・平等割額は比較のため端数調整

	①医療給付費分(医療分)	②後期高齢者支援金等分(支援金分)	③介護納付金分(介護分)
A) 所得割率	7.26% (6.95%)	2.89% (2.85%)	2.38% (2.31%)
B) 均等割額	23,200円 (25,300円)	10,200円 (10,500円)	10,000円 (9,700円)
C) 平等割額	22,600円 (25,900円)	8,200円 (9,400円)	8,000円 (7,800円)

改定率（対前年度）

	改定率
医療分	0.00%
支援金分	0.00%
介護分	0.00%
全体	0.00%

	岡谷市の保険税率による賦課総額 (a)	標準保険税率による保険料総額 (b)	差額 (a-b)
医療分	579,720,835円	597,288,645円	△ 17,567,810円
後期高齢者支援金分	229,949,946円	235,770,021円	△ 5,820,075円
介護納付金分	81,911,943円	79,445,264円	2,466,679円
全体	891,582,724円	912,503,930円	△ 20,921,206円

※財源不足について ⇒ 基金からの繰り入れや前年度の繰越金等により調整
必要な保険料総額に対して財源不足 20,921,206円が発生する。

岡谷市の国保税率の算定（令和 7 年度）

○ 改訂案⇒令和 7 年度は、隔年での税率改定を基本としているため据置。（令和6年度で改定実施＝資産割を廃止、次回改定は令和 8 年度を予定）
※県が示した令和 7 年度の 3 方式による標準保険料(税)率を、令和 9 年度の税率（目標）として設定

改訂案

		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9
基礎分 (医療分)	所得割（％）	7.92%	7.61%	7.61%	7.26%	7.26%	6.95%	6.95%
	（増減）	—	(△0.31%)	(0.00%)	(△0.35%)	(0.00%)	(△0.31%)	(0.00%)
	資産割（％）	17.92%	11.95%	11.95%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	（増減）	—	(△5.97%)	(0.00%)	(△11.95%)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)
	均等割（円）	20,000	21,800	21,800	23,200	23,200	25,300	25,300
	（増減）	—	(1,800)	(0)	(1,400)	(0)	(2,100)	(0)
後期高齢者 支援金等分	平等割（円）	16,800	20,000	20,000	22,600	22,600	25,900	25,900
	（増減）	—	(3,200)	(0)	(2,600)	(0)	(3,300)	(0)
	所得割（％）	2.38%	2.40%	2.40%	2.89%	2.89%	2.85%	2.85%
	（増減）	—	(0.02%)	(0.00%)	(0.49%)	(0.00%)	(△0.04%)	(0.00%)
	資産割（％）	4.47%	2.98%	2.98%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	（増減）	—	(△1.49%)	(0.00%)	(△2.98%)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)
介護納付金 分	均等割（円）	8,100	8,600	8,600	10,200	10,200	10,500	10,500
	（増減）	—	(500)	(0)	(1,600)	(0)	(300)	(0)
	平等割（円）	6,400	6,800	6,800	8,200	8,200	9,400	9,400
	（増減）	—	(400)	(0)	(1,400)	(0)	(1,200)	(0)
	所得割（％）	1.98%	2.02%	2.02%	2.38%	2.38%	2.31%	2.31%
	（増減）	—	(0.04%)	(0.00%)	(0.36%)	(0.00%)	(△0.07%)	(0.00%)
	資産割（％）	3.60%	2.40%	2.40%	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%
	（増減）	—	(△1.20%)	(0.00%)	(△2.40%)	(0.00%)	(0.00%)	(0.00%)
	均等割（円）	8,300	8,600	8,600	10,000	10,000	9,700	9,700
	（増減）	—	(300)	(0)	(1,400)	(0)	(△ 300)	(0)
	平等割（円）	6,200	6,800	6,800	8,000	8,000	7,800	7,800
	（増減）	—	(600)	(0)	(1,200)	(0)	(△ 200)	(0)

R 6 ・ R 7 比較（3 区分計）

		R 6	R 7	比較 (R7-R6)
全 区 分	所得割	12.53%	12.53%	0.00%
	資産割	0.00%	0.00%	0.00%
	均等割	43,400円	43,400円	0円
	平等割	38,800円	38,800円	0円

改定率（対前年度）

	改定率
医療分	0.00%
支援金分	0.00%
介護分	0.00%
全体	0.00%

岡谷市の国保税率の算定（令和 7 年度）

○ 「1人当たり保険税額」について、改定案（令和 7 年度）と令和 6 年度の税率での額と比較。

改定案（令和 7 年度 据置）

区分	令和 6 年度 【年税額】	令和 7 年度 【年税額】	比較 (R7-R6)	改定率
全体	123,760円	123,760円	0円	0.00%
医療分	69,298円	69,298円	0円	0.00%
支援分	27,341円	27,341円	0円	0.00%
介護分	27,121円	27,121円	0円	0.00%

※参考 令和 6 年度改定時の一人当たり平均年税額

区分	令和 5 年度 【年税額】	令和 6 年度 【年税額】	比較 (R6-R5)	改定率
全体	118,671円	122,870円	4,199円	3.54%
医療分	71,110円	68,032円	△ 3,078円	△4.33%
支援分	23,415円	27,124円	3,709円	15.84%
介護分	24,146円	27,714円	3,568円	14.78%

国保税率改定における課題等

○ 今後の国保税率の改定にあたって考慮・検討を要すると思われる内容等

◆ 長野県内の保険料水準の統一（長野県国民健康保険運営方針の改定（令和 6 年 3 月））

- ① 令和 9 年度を目標年度とした納付金の算定に使用する医療費指数の二次医療圏統一、資産割の廃止、応益割額の平準化等が達成された後の方針が示された。改定後の方針では、令和 10 年度以降は、県単位の統一を段階的に行うこととし、令和 12 年度までに納付金算定時に医療費指数を反映させない「納付金ベース」の統一を目指すとされた。

（影響）医療費指数を反映させないことにより、医療費指数の低い市町村は、納付金の増加が見込まれ、この傾向は、特に二次医療圏の医療費指数が県平均より低い 7 圏域＝佐久、諏訪、飯伊、上伊那、木曽、大北、北信の市町村で大きくなる。

- ② 国民健康保険制度が都道府県単位化された現在、同じ所得水準・同じ世帯構成であれば同じ保険料（税）負担があるべき姿であることから、納付金ベースの統一の先を見据えた検討を進めていく必要がある。完全統一に必要な課題については、市町村と慎重に協議を重ね、市町村との合意形成が図られた場合、令和 12 年度の納付金ベースの統一目標を「完全統一」に見直すことを検討する。

（影響）保健事業や、人間ドック補助金・葬祭費等の任意給付の金額も全市町村で統一する必要がある。また、全ての市町村の納付金を同じ収納率で調整する必要がある、市町村間の収納率の格差縮小に努めることが重要となる。

◆ “子ども・子育て支援金”の賦課

令和 8 年度から“子ども・子育て支援金”の賦課が始まるため、令和 8 年度は通常の税率改定と“子ども・子育て支援金”の新設が重なる改定となる。

（影響）保険税負担の増。

国保税率改定における課題等

○ 今後の国保税率の改定にあたって考慮・検討を要すると思われる内容等

◆ 被用者保険の適用拡大

被用者保険の適用範囲の拡大により、国民健康保険の被保険者が減少する。

（影響）職業構成、年齢構成、所得水準等の変化により国保運営への影響が懸念される。

厚生労働省の説明では、支出面で、被保険者数減少による医療給付費の減少に加え、頭割りで拠出している後期高齢者支援金が減少し、収入面では、現役世代中心の短時間労働者等が抜けると前期高齢者加入率が上がり、市町村国保が受け取る前期高齢者交付金が増え、収支が改善するという試算もある。